

令和 7 年第 8 回 邑南町議会定例会（第 4 日目）会議録

1. 招集年月日 令和 7 年 12 月 2 日（令和 7 年 11 月 26 日告示）
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 令和 7 年 12 月 11 日（木） 午前 9 時 30 分
散会 午後 2 時 16 分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	石國佳壽子	2 番	奈須 正宜	3 番	鍵本 亜紀	4 番	野田 佳文
5 番	日高八重美	6 番	瀧田 均	7 番	平野 一成	8 番	宮田 博
9 番	中村 昌史	10 番	辰田 直久	11 番	山中 康樹	12 番	漆谷 光夫

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 11 名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	石國佳壽子	2 番	奈須 正宜	3 番	鍵本 亜紀	4 番	野田 佳文
5 番	日高八重美	6 番	瀧田 均	7 番	平野 一成		
9 番	中村 昌史	10 番	辰田 直久	11 番	山中 康樹	12 番	漆谷 光夫

7. 欠席議員 1 名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
8 番	宮田 博						

8. 地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	大屋 光宏	副 町 長	白須 寿	総務課長	高瀬 満晃
資産経営課長	沖野 弘輝	情報みらい創造課	植田 啓司	地域みらい課長	田村 哲
財務課長	森田 政徳	町民課長	秋田 敏子	医療福祉政策課長	坂本 晶子
産業支援課長	小笠原誠治	建設課長	小笠原 清	保健課長	岩井 和也
羽須美支所長	峽戸真理恵	瑞穂支所長	三浦雄一郎		
教 育 長	大橋 覚	学びのまち総務課長	原 拓矢	学びのまち推進課長	田村 成生
水道課長	三浦 康孝				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 課長補佐 田中 利明

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
5 番	日高 八重美	6 番	瀧田 均

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

令和 7 年第 8 回 邑南町議会定例会議事日程（第 4 号）

令和 7 年 12 月 11 日（木）午前 9 時 30 分開議

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

令和7年第8回 邑南町議会定例会（第4日目） 会議録

【令和7年12月11日（木）】

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

（ 開議宣告 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） おはようございます。  
（「おはようございます」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。ここで本日の議事日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。鍵本議員より、12月10日の本会議において一般質問の中で、“JA島根の支部長”と発言した部分を“JA島根の組合長”に、“JAの支部長”と発言した部分を“JAの組合長”に、訂正したい旨の申出がありました。会議録を訂正いたしますので、御了承願います。よろしいでしょうか。  
（「はい」の声あり）

~~~~~○~~~~~

（ 日程第1 会議録署名議員の指名 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。5番日高議員。6番瀧田議員。お願いいたします。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第2 一般質問（ 通告順位第4号 ） ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第2、一般質問を行います。昨日に引き続き一般質問を行います。それでは通告順位第4号、石國議員の登壇をお願いいたします。  
（石國議員登壇、「拍手」あり）

●石國議員（石國佳壽子） 議長、1番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 1 番、石國議員。

●石國議員（石國佳壽子） 改めましておはようございます。

（「おはようございます」の声あり）

●石國議員（石國佳壽子） 1 番石國佳壽子でございます。本議会の通告に従いまして質問事項 2 点。熊による人的被害の対策。人口減少のその先の 2 点の質問をさせていただきます。それでは 1 点目。熊による人的被害の対策についてです。今年は、秋田県・岩手県・青森県などで熊による人的被害が多発・拡大いたしました。11 月の時点で死亡者が 13 人、196 人の人身被害の報告があります。お亡くなりになられた方がをされた方の御冥福とお見舞いをお祈り申し上げます。特に人里への出没が今年は多く、営業中のスーパーマーケットに出没したことは記憶に新しいところがあります。このような形でこれまでにない出没や被害の多発、拡大したことで、緊急銃猟が 9 月から可能になりました。この緊急銃猟とは、鳥獣保護管理法の改正で市町村長の判断で安全確保を条件に猟銃を使って野生動物を保護・駆除することが可能になった制度です。そして今年被害が多発した地域では、自衛隊の出動が行われたり警察官と地元の猟友会と連携し駆除が行われました。秋田県の方なんです、熊の出没とか人的被害が多い箇所、家から出るときに玄関のドアノブをがちゃがちゃと音を立てて、それからドアを開ける。家の外に監視カメラをつけて、まず監視カメラで熊がいないことを確認した上で外に出られている。今そういった緊迫した状況だそうです。ですので、そういった緊迫した状況で外に人が歩かない。いわゆるゴーストタウン化している。経済にも大きな打撃を与えているということを聞きました。今年幸いと言ったら失礼なのかもしれませんが、邑南町では人的被害の報告はありませんでした。連日の報道で今後他人事ではない。我が町でも同じようなことが起きるのではないか。熊のテロ。本当皆さんが、玄関のドアをがちゃがちゃしながらカメラを据え置いていつ襲われるかわからない状況。今秋田県や岩手県や青森県や北海道で起きている状況が、我が町でも起きるのではないかという不安を皆さん抱えていらっしゃる。こういった声は本当に多く聞くようになりました。そのような折この 9 月の緊急銃猟を受け、隣町の美郷町では町内各課や関係機関の役割分担が盛り込まれたマニュアル策定が行われ、連携体制が 11 月に明示されました。現在、邑南町で熊の人的被害を想定した連携マニュアルが進んでいるのか。まずは答弁をお伺いします。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 緊急銃猟についての御質問でございます。  
緊急銃猟と申しますのは、先ほど議員もおっしゃいましたように人の日常生活に熊などが出没した場合に、人の生命身体への危害を防止する措置が緊急に必要で、銃猟以外の方法では的確かつ迅速に捕獲することが困難で地域住民等に弾丸等が到達する恐れがない場合に限って、市町村長の判断で捕獲者に委託して銃猟を実施できるというものでございます。全国で緊急銃猟の発砲に至った事例は、12月5日現在で東北地方を中心に43件となっております。また議員おっしゃいます通り、美郷町が緊急銃猟のマニュアルを策定したという報道もあったところでございます。これに関する邑南町の状況でございますけれども、緊急銃猟はあくまでも対応手段の一つでございますので、既存のツキノワグマの出没時の対応フローにつきまして、その中に緊急銃猟の実施手順等を加えられるようにフローの見直しを進めておるというところでございます。緊急銃猟につきまして、先ほど対応マニュアルということで美郷町の例もありましたけれども、対応マニュアルは、対応フローの各段階において具体的な作業方法であったり、判断基準・注意点などを詳しく説明したものでございますので、先ほど申しました邑南町が今見直しを検討してますフローが地図で表すならば、マニュアルはガイドブックというようなものでございます。緊急銃猟における対応マニュアルの作成につきましては、環境省のガイドラインにおきまして推奨はされておりますが、実施をする前提ではない旨の説明もでございます。緊急時に捕獲の関係者が参照できる合理的な方法としまして、邑南町では即座に内容が把握のしやすい対応フローを基本として、そこに補足情報や実施に必要な事項のチェックリストを追加したものを、いわゆる対応マニュアルと同等のものとして運用することを予定しております。その点も関係機関と今後の協議の中で確定していきたいと考えているところでございます。

●石國議員（石國佳壽子） 議長、1番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 1番、石國議員。

●石國議員（石國佳壽子） 今、フローの見直し、環境省のマニュアル、今後そういったことをされていくという答弁をいただきました。多分なんです、町民の皆様からしたらこういったマニュアルがある、できたということを、町民に対して教えてほしい。多分そこが今のところ安心材料になるんだと思います。ですので今後こういったフローの見直しも含めて対策ができた場合、特になんですが、新聞購読の多い方

がお見受けするので、新聞ですとかそういった報道も利用していただいて、ぜひとも町民の皆さんに、ここまで今町が体制を組んでいますよという安心材料を投げたい、というところも一つ重要なところだと思います。やはり、熊です。自然界のことなのでどういったことが起きるかっていうのは、今想定範囲でしかないというのが現実だと思います。その想定内のところで、どこまで今町が対応していこうとしているのかという内容が多分大事になってくると思いますので、こちらをよろしくお願いしたいところであります。現在邑南町で人的被害がないとはいえ、マニュアル策定の中で実際の捕獲や駆除っていう必要が出てきたときに、現状頼みの綱は猟友会になると思うんです。猟友会とは、元々狩りを目的とした団体です。地域の治安維持を目的とした団体ではありません。猟友会に頼りきるのは、意図が違いうように思います。ただ意図は違いますが、実際には鹿やイノシシの駆除を現在行っていておられますので、山のことや駆除の方法に詳しいのは猟友会の皆様です。頼っていくことが1番になってくると思います。ですが今回のような熊の駆除に特化になると、これまでの猟友会の方々のイノシシや鹿の駆除とは違いリスクが上がってくると思います。何よりもですが、猟友会の人手の減少・高齢化も進んでいますので、今後長い目で熊やイノシシ、獣害対策に対応していただくということは難しくなっているのが現状ではないかと思います。こういった課題は邑南町に限らず多くの自治体が共通の課題として持っておりますので、昨今の報道等で課題解決の一つとして、長野県小諸市でガバメントハンター。本当報道が増えてまいりましたが、こういった活動が行われております。ガバメントハンターというのは、猟銃免許を所有して有害鳥獣の捕獲や駆除を公務として担っておられる方のことなんですけども、この度高市総理も11月の国会で、ガバメントハンターの確保を進めると明言をされまして、早速人材確保を主要施策にした熊被害対策パッケージというものが創設されました。熊被害対策パッケージには、緊急的・短期的・中期的な3段階に分かれた専門家派遣ですとか、電気柵の設置、ガバメントハンターの公募や人件費など、そういった多くの支援策が盛り込まれております。そしてその中でもICT等による出没情報の提供等ということも盛り込まれています。やはりテクノロジーも進んでおりますので、ICTの活用そしてドローンで現在熊を感知し山に追い込んでいくということを小規模ながらされているところもあるそうです。こういったテクノロジーの活用も必要になってくると思います。その重点支援地方交付金の予備費の確保のところに、熊被害のことも記載されております。熊被害対策パッケージも含め予算が取りやすい現状になっておりますので、ぜひとも積極的に行っていただきたいところがございます。やはり明日は我が身という熊のテロ。そういった環境のおびえるような状況の中から、町として今後熊の人的被害を抑える方向でどのような施策を考えておられるのか。予算のこともありま

すので町長の答弁を求めたいと思います。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 町長への御質問でございますが、その前に  
猟友会との関わりなどの御意見もございました。その点につきまして担当課のほうか  
ら御説明をさせていただきます。緊急銃猟の実施に当たりましては、住民の避難や通  
行規制等の措置の必要もあります。猟友会だけではなく警察等との連携も必要になっ  
てまいります。管轄する川本警察署とは11月に、先ほど申し上げました対応フロー  
の見直し案をもって、手順の確認や過去の出没場所での緊急銃猟を想定した机上訓練  
等を行ったというところでございます。その中の課題を踏まえて、今後現地での対応  
の確認等も行いう予定としておりますし対応する。先ほどおっしゃいましたICTも踏  
まえた、いわゆる装備品等も検討していくというところでございます。猟友会のこと  
にも触れられましたが、緊急銃猟におきましては発砲する捕獲者でございます。連日  
の報道等では、猟友会を捕獲者として発砲している例が多く報道されておりますけど  
も、環境省が示す緊急銃猟のガイドラインでの捕獲者としては、捕獲の技術を有する  
市町村職員又は委託を受けた市町村職員以外のものとされております。議員おっしゃ  
いました、ガバメントハンターなどもこれにも含まれているということでございま  
す。邑南町ではガバメントハンターとまではいきませんが、職員等の中に捕獲者の要  
件を満たす者がおります。現時点捕獲者は必要最小限の確保ができていたというよう  
な状況でございます。また、先ほども触れましたが装備品につきましては、緊急銃猟  
への対応備品につきましてリストアップして準備を進めているところでございます。現  
場で身を守るヘルメットや盾といった装備品をはじめ必要な装備の調達完了するの  
は、先ほど重点交付金の例も出されましたが、この熊対策として環境省の交付金も用  
意されているようでございます。そういったものを活用して今後取りそろえていく。  
調達をしていくという予定にしております。ただ一方で、緊急銃猟の捕獲であること  
の証である、証票であったり腕章などは必需品ではあります。既存のビブスとかで同  
じ機能が果たせるということで、代用で緊急銃猟が最低限可能な状況とも言えます。  
銃猟行為でもありますので着弾等による物損等への保険の加入の必要などもあって、  
捕獲者の人身被害の可能性を最小限にするためにも、できるだけ万全の装備をすべき  
と考えます。先ほどの環境省の交付金、もしかすると年度内にも対応できる可能性も  
模索しながら、今準備を進めているという状況でございます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 熊の人的被害について、予算等のこともあるのでということで、町長の答弁を求められました。まず、今の邑南町においてイメージとして、熊がたくさんいて、常に人里に出て、人的被害をいつ起こす可能性があるかどうかというところもあるんだと思います。ケーブルテレビ・アプリ等を使って、熊の出没の情報提供があれば皆さんに出してます。その意味合いは、熊が出没したので注意してくださいということと、熊がどこで動いているか、町の中では1頭1頭の熊を把握してるわけじゃないですが、大きな熊の日常的な動きの範囲というのは、ある程度把握されてるんだと思います。それとは違うところに出たとかそういうこともあるので、まず皆さんから情報提供いただきながら、熊の行動確認をしながら対応を図っていかなくちゃいけないと思っております。有害鳥獣もしくは今回の熊もそうですが、全てが捕まえてくれっていう話になるけれど、まず出てこない努力ということで、山林の整備であるとか、放任果樹をなくすであるとか、地域ぐるみで人里に熊なり有害鳥獣が出てこない努力があった上で、皆さんの協力、町としての取組みがあった上での最終的な手段として、万が一人里に出たとき、学校の近隣に出たとき、危険性があるときに、今までは警察の対応もありました。それに加えて、新たに緊急銃猟ということですので、あと手段が増えたということ。これが全てではありませんが、町としては総合的な対策をしっかりとっていきたいと思っています。

●石國議員（石國佳壽子） 議長、1番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 1番、石國議員。

●石國議員（石國佳壽子） 先ほど課長が、職員に捕獲者が数名いらっしゃるということを答弁いただいたんですが、実際何名いらっしゃるか答弁できれば教えていただけますか。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 町と雇用契約のある職員としましては1名でございます。鳥獣被害対策協議会からの派遣の職員も含めると、今現在2名いることになっております。

●石國議員（石國佳壽子） 議長、1番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 1番、石國議員。

●石國議員（石國佳壽子） 先ほど町長の答弁いただきました。確かに邑南町は熊での被害というのが、秋田とか北海道に比べて格段に少ない地域でもあります。ただ一昨年でしたか、男性が熊による人的被害を受けられたという報告もあり、連日の報道から、町民は同じようにいきなり熊がたくさん出てくるんじゃないのかという不安はお持ちなんだと思います。こういったことも踏まえて今町がどういった方向で、もし何かがあったときにこういった対策をとっていかうと。今現段階で行っている、そして、パッケージ化していくとそのパッケージ化したときに、ぜひとも町民に知らせていただく。周知していただくという形をとっていただきたい。これが町民の安心につながってくると思います。やはり子どもさんをお持ちになられてる方とかも通学時に心配なことが多いと思いますので、そういった対策をとられましたら、ぜひとも告知のほうをお願いいたします。次に2番目の通告人口減少のその先であります。先日、人口問題特別委員会で岡山県の美咲町に視察に伺ってまいりました。美咲町も先進的な取組を多く実践されていて、当日町長も同席をされ政策の御説明を受けました。美咲町では小中学校一貫校の義務教育学校創設統合されるなど、新しい取組とともに縮小も行いながら社会増にも取り組まれていらっしゃいました。ただ、そういったたくさんの取組もされながら、社会増でも自然増でも人口増に苦戦されていらっしゃる印象でありました。邑南町もこれまで多くの先進的な取組を行ってきていて、その当時は多くの他市町が視察に来られ、邑南町の取組を取り入れその結果、邑南町の先進的な取組が先進的ではなくなったところがあります。ほかの他市町の政策を調べていまして、地方自治体での社会増・自然増の取組に頭打ちを感じるところがあります。若い世代の自然増が減ってきておりますので、取組みも社会増を目指さざるを得ず、若い世代の取り合いになっているのが現状ではないかと考えます。そしてなおかつ、財源が多くある自治体に軍配が上がってきている。自主財源の比率が高い、自主財源のみ運営ができる東京をはじめとした都市部に集中しやすくなっています。人口の自然増に苦戦することは地方自治体レベルではなく国レベル。先進国ではどこも

同じ問題を抱え、解決策が現在見出せていないのが現状であります。私は団塊ジュニア世代ですので通学していた小学校では、広島でも1、2を争う在校数の小学校に通っていた事があります。その当時、2,000人近い在校生で同級生は300人以上おりました。そういった環境ですので、人が多くて当たり前。人が増えて当たり前。という思考が私自身も抜けにくくなっております。この思考は、地方自治体の政策も同じではないかと私は思います。これからも社会増・自然増を目的とした政策として、今反映されてきているのではないかと。ですが、昨年の邑南町の出生数は32人でございました。5年後の小学校の入学時には、町全体で1クラスで済んでしまいます。これから20年30年先を見据えたときに、これまでの政策のような人口増を希望した方向性が正しいのだろうか。視察に伺うことや課題解決につながる情報収集をしていて、私自身疑問に思っております。もちろん、人口増に向けた取組をやめましょうという話ではありません。20年30年先を見据えたときに、1番難しくなってくるのがインフラの維持管理です。出生数の大幅な減少の現実を踏まえた上で、将来設計の変更が必要になってくるのではないかと考えます。通告書に書いておりますが、コンパクトシティ、高齢化や人口減少が進む中で商業や医療・福祉などの生活機能を中心部や公共交通機関に集約し、効率的で持続可能な都市構造のことを指しておりますが、実際の政策として取り組んで成功しているのが富山県の富山市がよく紹介されております。成功例がまだ一つの市のみというところで、実際は難しいだろうと私も考えております。国もコンパクトシティ構想だけではなく、過去に定住自立圏構想を平成21年に展開をした経緯もあります。ですが、これもうまくいっていません。ただ、これはどちらかというと市に向けた構想であります。逆に規模が町だからこそ集約化がしやすいのではとも考えております。例えば、県道や国道沿いに居住を集中させ道路や下水道などのインフラの維持管理、商業や医療サービスの受けやすさや除雪範囲を減らす。こうした人口減少を前提とした集約化を行うことで、サービス維持につながる政策が必要になってくるんだと思います。邑南町は過去にも積雪による道路封鎖を回避するために、居住移転の前例もあります。20年30年、今の話ではなく先を見据えれば、集約化も難しくないことだと思います。長々と話しましたが、要約しますと国で人口増が課題に苦戦している中で地方自治体レベルで若い世代の取り合いの政策は、どこも財源で頭打ちになってきているのではないかと思います。そして人口増を目的とした政策だけではなく人口減少に向けた政策、インフラ維持を含め生活機能の集約化の準備もこれから必要なのではないかと考えます。いわゆる邑南町版コンパクトシティ構想が必要になってくるのではないかと考えております。こちら政策に関してですので、次の質問も一緒にさせていただいて政策や事業の見直しも入れておりますので、町長に答弁を求めたいと思います。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 人口減少において、今後自然増・社会増が難しい中で増加に頼りきったまちづくりは難しいのではないかと、という前提での御質問だと思います。まず、昨年町長に就任して、最初の議会で所信表明をさせていただきました。今の地域状況等を加味した中で、住民サービスを維持し人口減少に対応した持続可能なまちとして、次世代に引き継ぐためということで述べてます。私自身が人口が増える、維持をすることを前提にお話はしてきてないつもりです。あわせまして、邑南町に住む意味。地方のある意義。ということで、議員の時代から里山の重要性であるとかこの美しい景観の中で住む意味合い、教育をする意義っていうのを訴えてきたつもりです。石國議員の提案はコンパクトの意味を具体的に考えると、今でっていうと、以前の町中商店街が空き家が増えて、例えば、そこに皆さん住んでいただければ、インフラ整備は負担がなくていいですよっていうお話だと思います。ただ一方で、周辺里山に人が住む意義はないのか。そこは単なる町にとってコストなのかということだと思います。見えるお金でいうとコストかもしれないです。ただ、その人たちが果たしてる役割を考えればコストではない。皆さんのおかげで少ないコストで町が維持できていると考えてます。逆にコンパクトにすれば、その維持を今まで見えてなかったコストが発生するんだと思います。例えば、最初にありました鳥獣害被害です。周辺部に住んでいただけてるからこの被害で済んでるかもしれないですし、出沒してもすぐ分かる。これが町中に皆さん集まれば、本当に町なかに鳥獣害の被害が出てくる。同じことなのでやはり周辺部に住んでいただくっていうのは大事だと思いますし、例えば不法投棄っていうのも、今皆さんが各地で住んでいただけてるから少ないんだと思います。県によっては人口が少ないところであると、例えば不法投棄。違法伐採であるとか違法開発。こんなことが気がつかなかったということが平気で起こってる。それはやっぱり人が少ない。住んでないっていうのは大きなことだと思います。日常生活においても、水源はほぼ飲み水もそうですし水田の用水もそうです。大部分は里山から来てます。じゃあ、町中に田んぼを集約してそれでいいかっていうと、今度はポンプアップするとか違うコストがかかってくる。ということで、町全体を考えると、今の状況がベストであって、インフラ整備にかかるコストっていうのは別の意味で、例えば、水道にしても下水にしても全てのお宅に供給させていただけるわけじゃないです。非常に申し訳ないですが、エリアを決めてさせていただきます

す。今後じゃあどうするかって言ったときに、このまま維持できなくなれば、当然ダウンサイジングであるとか、整理・統合であるとか他の自治体国等も話をしています。例えば、水道にしてももう配管が老朽化して更新できなければ井戸に変えていただくとか。合併浄化槽にさせていただくとか。やり方はたくさんあるので、今皆さんがそれぞれの思いで住んでいただいているのを守るのが今の役割だと思っています。逆の発想で、例えば、町なかに住んでじゃあ里山に通勤農業をすればいいかっていうと、今は兼業で皆さんしていただいているので朝出勤前に何らかの仕事をして出勤する。それが今度は里山に逆に通ってになれば、朝通って農業してまた出勤かっていうと手間がかかるので、やはりそれぞれの地域でなりわいがあって生活をしていただく、それを支えていくっていうのが、町として全体的なコストが1番少なくて生産性が1番高い。今の状況を支えていくのが1番よくて、人口減少に対応は別の意味で、事業の見直しであるとか施設の整理統合していくという方向性で進めていきたいと思いますし、所信表明であるとか施政方針等で述べていますので、決して人口が今のまま維持できるのを前提で全ての施設を守りますとは言っていないので御理解をしていただければと思います。

●石國議員（石國佳壽子） 議長、1番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 1番、石國議員。

●石國議員（石國佳壽子） 今の町長の答弁で少し安心しました。いろいろ調べ、大学の教授の講座なども今YouTubeで聞ける時代なんですけど、その中で未居住地域と居住地域。いわゆる無居住、人は住んでいないんだけど、里山の中で周りに家がない中でレストランのみをやる方、そういった方が増えている現状の中で、ある教授もそれが1番生産性が高いんだと。居住する地域はいわゆる集約はしていく必要はあるんだけど、いわゆる里山で無居住地域というところ、どうしても管理で町長がおっしゃるように不法投棄が増えてくる。そういったところを考えたときに、誰かが入るということは整備が入る管理が入るので、そこに通うだけでもその御本人が草刈りをしたりとか、そういったことで整備が入ることで不法投棄が減る現実もあるんだということをおっしゃっていました。ですので、全部が全部集約をしていくっていうことが必要ではないと思うんですが、そして私の場合瑞穂地域に住んでいますので、瑞穂地域はありとあらゆるところに下水道が通っております。これから人がどんどん減っていくことを想定したときに、これはどうなっていくんだろうな。正直言いますと、井戸や浄化槽そういったものを駆使しながら集約化をしていくことが必要になっ

てくるだろうなと。そうなったときに、将来を見据えて今後このような方向で進んでいきたいというところを、町民の皆様に多分認知はそんなにならないと思うんです。それを、今後計画的に認知をしていっていただけたらと思います。20年30年後、特に30年先、人口が大幅に減少していった今のインフラ体制というものは想像もつかないほど維持管理が難しくなっているということは周知されております。今後、邑南町だけに限らず日本国内でそういった場所が増えてきますので、それも踏まえて現在の事業に反映させていただければと思います。一般質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

（石國議員降壇、「拍手」あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で石國議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午前10時25分とさせていただきます。

—— 午前10時08分 休憩 ——

—— 午前10時25分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

（ 日程第2 一般質問（ 通告順位第5号 ） ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 再開いたします。続きまして、通告順位第5号日高議員の登壇をお願いいたします。

（日高議員登壇、「拍手」あり）

●日高議員（日高八重美） 議長、5番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 5番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） おはようございます。日本共産党、5番日高八重美です。今日は12月定例会。今回の一般質問では二つの質問を準備しております。聴覚障がい者への支援と農地維持についての2点です。1点目は、聴覚障がい者への支援についてです。この項目の中の前段では難聴者への対応が主な質問になります。御存じのように、難聴は必要な音が聞こえずに社会生活に影響を及ぼします。家族や友人とのコミュニケーションがうまくいかず孤立し、うつ状態に陥ることや認知症の発症

リスクにもなると言われております。それでは最初の質問に入らせていただきます。
今年3月の定例会での一般質問、補聴器助成について質問をしました。その際の町長の答弁では、補聴器は高額でありながら他の自治体を見ても助成額は少ない。対応も様々である。町としては、まずそれぞれの皆さんの聞こえづらさを自分で分かっている、認知症のリスクになるので早めに耳鼻科に受診していただくことを願います。その活動が大事だと答弁をされました。補聴器自体に対しての助成は、助成をする考えはないということもつけ加えて答弁されました。その後この聞こえづらさがある皆さんに、早めに耳鼻科に実施していただくことの積極的な働きかけ、そういうことはされているのかどうか。また、されているのであればその成果はどうか。担当課の課長さんにまずは伺います。

○岩井保健課長（岩井和也） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、岩井保健課長。

○岩井保健課長（岩井和也） まず、保健課で行っております取組の状況を御説明させていただきたいと思います。保健課では耳の聞こえについての啓発としまして、高齢者を対象とした健康づくりや社会参加の場であります寄り合い処と、地域運動教室の場で具体的に耳の聞こえが衰えた場合に生じる困り事の例を出しながら、啓発を行っております。今年度は、合計25会場で実施し約250名の方に説明を行っております。また、若いうちから啓発することが重要であることから、町内で実施されている事業所健診の場を借りて、健康づくりについての啓発活動を行っております。その中で耳の聞こえについてのチラシを、個別に説明し啓発を行っております。健診の会場内では聴覚検査の前後で行うことで、より一層耳の聞こえについて関心を持っていただけるものとして、取り組んでおります。また、耳の聞こえが気になる方につきましては、耳鼻咽喉科への相談を呼びかけております。今年度は、8会場で実施し計515名の方に説明を行っているところでございます。

●日高議員（日高八重美） 議長、5番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 5番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） 今お答えいただいたんですが、啓発活動を活発にしているということでした。今のお話の中で聴覚検査っていうのが答弁の中で

あったかと思うんですけど、これはどういう形でされてるのかということ。あと3月定例会の答弁の中に、早めに耳鼻科に受診していただくことを進めるという答弁がありましたけど、町として医療機関はどういうところを紹介されるのか、答弁をお願いします。

○岩井保健課長（岩井和也） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、岩井保健課長。

○岩井保健課長（岩井和也） 聴覚検査でどのような検査が行われているかということでございますけども、町内の事業所のほうで実施をしておられます健康診査の会場内で、健康診査の項目の一つとして聴覚検査が行われておるという状況です。どの耳鼻科にお勧めするかというところでございますけども、個別の健康相談の場で具体的にちょっと耳の聞こえが悪いとおっしゃられれば、その場で具体的にどこかとは言いませんけども、近隣にあります耳鼻科を紹介をしているところでございます。

●日高議員（日高八重美） 議長、5番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 5番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） 改めてはお伺いはしないんですけど、事業所ごとに聴覚検査をされてるということで、そういう検査機械というのを事業所に持っておられるということなのか。それを保健課なりが持ち込んで検査されるのかっていうところ、後であわせて教えていただけたらと思います。2年前になりますけども、令和5年度後期高齢者健診の対象者に対してアンケートを郵送し、聞こえの調査をされています。保健課では、調査結果をまとめていただいております。対象者は2,284人。回答寄せられた方が1,672人。回答率は男女とも約7割でした。質問に対する回答の中で今回の一般質問に関する項目について、少しだけ御紹介をさせていただきます。回答された人1,672人中、かかりつけの耳鼻科がある方は約1割。その中でも、70代から74歳の方が1番多くて28.6%の方が、かかりつけ医があるということでした。聞こえに関しての困り事がある方は26.9%。補聴器を使用している人は13.8%。その中でも使用に関して困り事があると答えられた方が約3割という結果でした。この困り事の詳細については省略させていただきますが、この中に検査が終わった後、アンケートでお答えいただいた方の項目の数によってコ

メントが示されています。私の手元にはこういった質問項目があったのかというものはないんですけども、アンケート結果で、該当する項目が1から2項目、生活でお困り事があれば耳鼻科に受診しましょう。3項目から4項目該当の項目がある方には、耳鼻科で相談しましょう。5項目以上の方に対しては、早めに耳鼻科を受診することお勧めしますというコメントがされています。それから該当なしの人は、全体の60.3%。878名の方は、この項目に該当しないという方でした。5項目以上の早めに受診しましょうという該当者は全体の7%。85歳以上の方が多くて、102名の方が5項目以上該当するというアンケートの結果でした。この結果を見させていただいてこの中で気になるのは、1項目でもあれば耳鼻科医受診をとというコメントされていることです。しかし、邑南町には耳鼻咽喉科がありません。専門の補聴器の販売店也没有ありません。早めの受診は必要との認識があるのに、身近で受診できる耳鼻科の医師がいないのが現状です。難聴は高齢者だけではなくあります。何らかの要因で聞こえづらさがある若い人や働き盛りの方もいます。高齢者でも難聴を初期の段階で早く気づいて、原因を調べるために受診を希望される方もいます。聞こえづらさを自覚するためには、聴力検査も必要です。この現状をどのように捉えているのか。町内に耳鼻科医師の配置の検討はできないのか。答弁を求めます。

○坂本医療福祉政策課長（坂本晶子） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、坂本医療福祉政策課長。

○坂本医療福祉政策課長（坂本晶子） ただいま議員のほうから、町内に耳鼻咽喉科がない中でどのように考えているのか。あるいは、その耳鼻咽喉科の配置についてどう考えているのか。ということをお尋ねいただいたかと思います。まず1点目でございます。先ほど保健課長のほうから、事業所健診のほうで啓発も始めたということで、御説明をさしていただきましたけれども、事業所健診っていうのは、この中にもお受けになられた方いらっしゃるかと思いますけれども、公社あるいは医療機関を受診して事業者の職員として受診されるものですので、そこにある簡易的な聴力検査をしていただいて、その結果をもらった方については個別に御紹介をするとかいうことではなく、本人さんがそれを見て御判断いただいて、それぞれの事業所でお取り組みいただいていると理解しております。邑南町では、実際議員御指摘のとおり耳鼻咽喉科の医師が不在であるために、町民の皆さんが受診をされる際にこういった医療機関を御紹介をしているのか、どういう対応しているかというところですが、実際医療福祉政策課の窓口において、一般の方から町民の問合せを受ける事例はあまり

実際はございませんけれども、町民の方から御相談があった場合には、まず島根県の医師会のホームページの御紹介。あるいはその中には検索機能がございますので、そういったところでの検索のリスト。それから、今議員のほうから御質問いただいている聴覚障害ということに関してですと、補聴器の相談になろうかと思いますが、そういった補聴器の相談であれば、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会というのがございます。その中に補聴器相談員のリストがございます。参考までに島根県では34名の方がいらっしゃるということなのですが、そういったリストを紹介することができるかと思えます。また、具体的に身体障害者の手帳の取得ということになりますと、身体障害者福祉法第15条指定医というところの御紹介もさせていただかなければいけないかなと思っております。御指摘のように町内には御紹介できる耳鼻咽喉科がございませんが、近隣では川本町の加藤病院のほか浜田市・江津市・北広島町など、週1回から2回ではございますが診療日を設けている医療機関がございます。また町内で受診される場合には、まず総合診療科や小児科のほうを受診をしていただき、医師と御相談の上より専門性の高い医療機関へ御紹介いただくということになろうかと思えます。そうした中で、町内に耳鼻咽喉科の医師をどのように考えているかという御質問ですけれども、まず民間の診療所の開設に当たって、町が特定の診療科をあっせんするということはできないと考えておりますが、耳鼻咽喉科の先生が町内で開業される際には、邑南町民間診療所開設及び承継支援事業費補助金を活用いただけるように、制度を設けております。また今年度島根県でも、重点医師偏在対策支援地域における診療所の承継・開業支援事業補助金というのが設けてあり、開業しやすい環境ができていると考えております。また、公立邑智病院ですけれども、耳鼻咽喉科を標榜するには医師の確保と医療機器の確保が必要となり、需要と供給のバランスや標榜のコストを考慮した場合には、一般的な医療は総合診療科、緊急度や重症度が高い疾患は救急で初期対応を行い、必要に応じて高次医療機関へ紹介するという体制をとらざるを得ないという状況であることを踏まえまして、現状といたしましては、難聴などの慢性的な疾患については、受診された際に近隣の耳鼻咽喉科の標榜病院を紹介していると伺っております。

●日高議員（日高八重美） 議長、5番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 5番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） はい、現状はよく分かりました。今この近隣の耳鼻科のことも紹介されましたけど、邑智郡内では加藤病院さんで月2回ですか、耳鼻科の

先生が来られて診察をされているということです。ただ、この補聴器とか難聴の方というのは、若い方の病気は別としても高齢者の方が多いわけです。補聴器が必要なあとということでその前に耳鼻科受診して、病気が何なのかということを見てもらいたいと思われたときに、車を運転される方はどこの病院でも行ける状況だと思いますけど、免許証を返納される方もどれぐらいいらっしゃるかわかりませんが、免許証がない方とかお一人暮らしの方で遠方までは自分で行くのはどうもと言われる方もいらっしゃるし、バスの時刻表を見ても、バスに乗ってまで遠方に行くという現状じゃないんです。今回この質問を取上げた一つのきっかけには、町内の方から耳の聞こえがどうも悪くなったと。まずはどうしたらいいかということの御相談でした。私としては、その聞こえの原因をまずは確かめていただくためには、耳鼻科受診が必要だと説明しました。耳鼻科はどこに行けばいいんだろうかということです。調べさせていただきました。先ほど課長の報告の中にもありましたが、近隣の耳鼻科幾つかあるんですけども、そこへ行くにも面倒くさいなというお話でした。今補聴器をつけておられる方の中にも、補聴器は持ってるけど使いにくくてはめとらんとか。補聴器を買う前に耳鼻科に受診されましたかということをお聞きしても、そがんとこは行っとらんと。訪問販売とか店頭での補聴器の販売で、そこで相談をして補聴器を買ったと。高額な補聴器ですよ。そういったことで、自分の耳になじむまでにも時間がかかるというようなことが現状です。そういうときに補聴器が必要な場合でも、こういった難聴の種類なのかによっても、補聴器のタイプがちょっと違うのか詳しいことはわかりませんが、耳鼻科医の診察というのは大事な事かなと思います。課長の説明の中にもありました補聴器相談員でしたか、そういったような専門の先生もいらっしゃる病院も、あるところとないところとあるようです。耳鼻科受診は、難聴・耳の聞こえにくい人にとってはとても大事な事だと思います。そういうことで、一人一人に合った補聴器をきちんと購入して末永く使っていただくためには、補聴器相談員の診察を受けて、専門の補聴器技能者がいる専門の販売店で購入をして、きちっとあわせてもらって、皆さんとのコミュニケーションが不自由にならないようにしていただくことが、難聴者の方にとっては大事な事ではないかなと思います。その入り口にあるのが耳鼻科受診なんです。先ほど耳鼻科の先生が開業というのは、ちょっとどういう形でなるかというのはなかなか難しい問題ではありますが、邑智病院への島根大学からの派遣だとか、積極的に邑南町で開業していただける先生を何らかのつながりでおいでいただけるような方法はないものかとか、いろいろ考えていっていただくことも大事な事かなと思います。補聴器は高額でなかなか買いづらい。そんなに高いんだったらもういいですと途中で諦める方も中にはいらっしゃるようですけども、そういった難聴で孤立化になったり認知症の予防のために、県内の自治体では補聴器購入費の助

成が進んでいます。国からの交付金の中には、高齢者の自立支援や重症化防止の取組を推進するために設けられた交付金があるはずですが、どのような使われ方をしているのか答弁を求めます。

○坂本医療福祉政策課長（坂本晶子） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、坂本医療福祉政策課長。

○坂本医療福祉政策課長（坂本晶子） 自立支援重症化防止などの取組を推進するための交付金の使われ方について、お尋ねをいただきました。議員御質問の交付金には、保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力交付金がございます。昨年３月議会の一般質問においても、少し御説明をさせていただいたところです。これらの交付金については国から保険者へ、邑南町としましては町ではなくて広域保険者の邑智郡総合事務組合へ交付されるということになっております。この交付金は各保険者によって運用が異なっておりまして、邑智郡の場合は地域支援事業の財源の一つである６５歳以上の介護保険料、いわゆる第１号保険料部分に充当されるというルールがあるために特定の事業の財源としては活用をされておられません。しかしながら、町が地域支援事業を実施する上の受託金の一部として支払われているということでもありますので、認知症総合支援事業でありますとか在宅医療・介護連携推進事業など地域支援事業のメニューの中の財源の一部となっているところでございます。

●日高議員（日高八重美） 議長、５番。

●漆谷議長（漆谷光夫） ５番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） こういった交付金を活用して、補聴器の購入の助成をしている自治体も幾つかあるようです。難聴の高齢者の早期対応と補聴器の普及の啓発に向けて、この交付金が補聴器の購入に活用できないのかどうか、答弁をお願いします。

○坂本医療福祉政策課長（坂本晶子） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、坂本医療福祉政策課長。

○坂本医療福祉政策課長（坂本品子） 補聴器の助成にこの交付金が活用できないかという御質問をいただきました。議員がおっしゃられるように県内でこの助成が進んでおります。その中には、大半は一般財源で対応しておられるようではありますが、中に数例この交付金を活用した事例があるように認識しております。邑南町が補聴器の普及に活用できるかというお尋ねに対しては、先ほど申し上げた3町での運営している中での交付金の運用でありますので、邑智郡のルールの中では現在活用はできないと認識をしております。また、現在は邑智郡の中で助成をしているのは川本町1町になっておりますので、その3町の取組みが異なる中でこの交付金を活用してというのは、難しいと思っているところでございます。

●日高議員（日高八重美） 議長、5番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 5番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） この交付金の活用についての質問は、3月にもさせていただきました。私自身がなかなか理解しづらい制度なんですけど、今も課長が言われたように、邑智郡内で川本町が助成されてますけど一般財源でされてるということと、今お話があったように事務組合での3つの町の足並みがそろわないと、それは難しいという答弁でした。邑南町だけがどうこう言うことはできないということなんだと思うんですけど、ぜひとも総合事務組合の中でも高齢者にとっては補聴器は非常に大切なものなので、3つの町が足並みがそろえるように、何とか検討をしていただきたいと思います。それでは次の質問にまいります。聞こえない聞こえにくさのある障がい者への対応の一つである手話について、質問をさせていただきます。皆さん御存じのように、今年は日本で初めてデフリンピックが開催されて、世界中から3,000人以上の選手が参加されました。その中で多くの日本人選手も活躍をされました。今年のデフリンピックを機会に、手話言語条例を求める自治体もあるようです。障害者基本法で言語に手話が含まれると改正されていますが、手話に関する施策の推進に関する法律というのが、今年令和7年6月に成立し施行されてます。この法律では手話を使用する方にとって、日常生活・社会生活を営む上で、言語その他の重要な意思疎通のための手段であるとしています。そして、国や地方自治体は手話の習得、使用や手話文化の保存・継承・発展、国民の理解と関心の増進のために取り組むこととされています。邑南町では、各種の式典やそれから講演会があると筆記で表示をされたり、手話通訳もされています。では日常的にはどうでしょうか。多様な人々とのコミュニケーションの一つとして、名前の紹介とか簡単な挨拶ができると、優しいま

ちであるなあと感じることはできるのではないのでしょうか。小さな町だからこそできることもあるのではないかと思いますけども、行政として手話への理解と普及に向けた取組はできないのでしょうか。答弁を求めます。

○坂本医療福祉政策課長（坂本晶子） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、坂本医療福祉政策課長。

○坂本医療福祉政策課長（坂本晶子） 手話施策推進法により、行政として手話の理解・普及に向けた活動はできないかという御質問をちょうだいいたしました。この手話施策推進法の成立によりまして、行政は手話が重要な意思疎通の手段であるということを明確にし、手話に関する施策を総合的に策定し、その実施が明確な責務として位置づけられたところでございます。具体的には先ほど議員のほうから御紹介をいただきましたけれども大変幅広く、これらの活動を通じて手話を必要とする人々が安心して社会参加できる環境づくりを進めていくことが、行政に求めているところでございます。まず、医療福祉政策課では主管する業務に係る現状について御説明をいたします。医療福祉政策課では、現在邑南町障害者意思疎通支援事業実施要綱に基づきまして、講演会・研修会等への手話通訳者等の派遣、病院受診時等での受付や診察時における意思疎通の仲介のための手話通訳者などの派遣を行っております。また邑南町社会福祉協議会のほうでは、古くから地域住民への福祉教育の推進の一つとして、学校での福祉教育それから地域でのあいサポート研修、ボランティア団体でありますゆびの輪会への支援など力を入れて取り組んでおられ、令和5年から町も補助しております理解促進研修・啓発事業の中でも、手話への理解を深めるための手話教室が開催しているところでございます。先ほど議員のほうからも御紹介いただきました、今年度11月に東京でデフリンピックが開催され、手話について大変関心を持つ機会になったところでございますが、今後島根県でも、2030年に開催される島根かみあり国スポ全スポに向けて情報支援ボランティアを確保育成する取組が行われ、手話による情報支援が既にできる方をはじめとして、興味のある方を幅広く募り養成研修が実施されるところでございます。今後の活動といたしまして、これを機会に手話通訳者の育成及び手話文化の継承につながりますように、町として広報周知に努めていきたいと考えております。また、この法律の第4条に定められておりますけれども、市町村障がい者計画について今年度が邑南町も見直しの年であるということから、この法律の主旨を策定に生かしていきたいと考えております。

●日高議員（日高八重美） 議長、5番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 5番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） いろいろ研修の予定だとか人材育成だとか予定されていることが分かりました。私も詳しくは知らないんですけども、邑南町内でもサークル的な毎月1回1時間、手話の講習会というか勉強会というかそういったことを地元の方々が集まって、そういった時間を共有して繰り返し手話を学ばれているというのをお聞きしてます。その中では初めての方でも参加できるように、まずは自分の名前が手話で言える。挨拶ができる。そういったことから時間内で新しいことを教えてくださる方が資料も準備されて、国の名前とかいろんなものの名前の表し方とか、そういったことを学ばれているというのをお聞きしてます。他の議会でもこういった手話言語条例、そういうのを制定されている自治体もあります。議会の前には、自分の名前・挨拶を手話でされてる議会もあるようです。邑南町が今後この手話をどう広げていくのか町民の皆さんに、広く活用というか、利用していただくというか、コミュニケーションツールの一つとして聴覚障害がい者の方とコミュニケーションがとれるような、日常的にそういった活動ができるような取組みを今後も少しずつでも広げていっていただきたいなと思います。今課長の答弁では国スポに向けていろいろ準備をされるとお聞きしましたが、あと5年無いか。それぐらいの期間の間に、いろんな地域・学校・議会の中もそうですけど、手話を身近に感じられるような風土づくりをしていっていただきたいと思います。それでは、二つ目の質問の農地…。

●漆谷議長（漆谷光夫） 日高議員。これまでのところで、町長の答弁はよろしいですか。答弁者が町長になっておりますので。

●日高議員（日高八重美） ありがとうございます、御指摘をいただいて。町長今までのところで、特に補聴器、耳鼻科の医師のこと、手話のこと、町長としての考えをお聞きしてもよろしいでしょうか。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） まず、耳の聞こえづらさについてです。何度か御質問を

いただいている中で、ゴールは補聴器の助成なのかどうか。補助を出すことが全てかって思ったときに、まず健診を受けていただく。耳鼻科に行っていただくっていう中で、今町として検診を進めてきた。アンケートもとってきて認識は高まったけど、次の日高議員の御指摘は、耳鼻科が町内にないので受診をされてない。しにくっていうことを指摘いただいたです。聞こえづらさを理解していただいたけど、周辺にはたくさん耳鼻科はあります。そういう面では恵まれてはいますが、交通の便とかの指摘を受けたので、補聴器の助成よりは、まず耳鼻科に行ってください。補聴器をつけたけど合わないとか、そういうことがないようにと思えば、耳鼻科へ受診しやすくする仕組みを考えるっていうのが、次の段階なのかなとも思いました。総合的な対策なので補聴器に助成をしました。それで終わりということがないように、全体を見て改めて問題点を整理して考えさせていただければと思います。もう1点手話に関してですが、日高議員のお話の中、町の答弁の中で手話はコミュニケーションのためのツールなのか。もう1点文化っていう言葉が出たです。山陰中央新報をはじめ各新聞でこの度デフリンピックがあったということで、一般社団法人全日本ろうあ連盟理事長石橋大吾さんがインタビューに何度も答えられてました。この方は島根県出身で鳥取県で働かれる中で手話の普及等御尽力されて、鳥取県が1番最初に手話条例つくられたです。条例の冒頭前文はありますが、手話は言語であるって書いてあります。ある意味これが全てであってこの理解が進まない。条例をつかって、皆さん手話して挨拶できますということではないんだと思ってます。町民の皆さん議員の皆さんをはじめ手話は言語であるという意味合い、当事者の皆さんがそこを求めてこられた意味合いをしっかりと理解した上で、条例等対応させていただければと思っております。

●日高議員（日高八重美） 議長、5番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 5番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） 大変失礼しました。今町長から、手話言語条例というお話がありました。私も少し前から、手話言語条例を邑南町でもつくってもらえないんだらうかというお声をお聞きしてました。だけでも直接そういった難聴者の方とお話しする機会もなく、どうこの手話を町内で認知してもらえるのかなということを、ずっと考えながらこの何か月間か過ごして、今回聴覚障害者への支援という中で、手話を何とか取り組めないかということで出させていただいたんです。町長からそういった言語としての手話。これをどう皆さんに認知していただくのか。そういった取り組みも大事だとお話いただきました。ぜひこの施策を前に進めていけるように、お願い

したいと改めて思いました。補聴器のことは何度も何度も町長ともやりとりをしてるところなんです。先ほども紹介しましたが、ある町民の方から耳鼻科はどこにいきやいいんだろうかという問いかけから、今までの答弁のこととか遡ってみると、耳鼻科医師不在というのが大きな一つの壁になってるのかと思ったので、これまでも補聴器のことではいろいろ質問もさせてきました。あの手この手をいろいろ考えてますけど、耳鼻科医師常駐まではいかないですけど、ある程度町民の皆さんが耳鼻科の医師にかかりやすいような環境づくりということも、今後考えていっていただけたらと思います。それでは次の質問に行きます。農地維持の施策についてなんです。昨日の一般質問から農地農林そういったお話が出てくる中で、若干だぶる部分もあるかもしれませんが。御了解いただきます。今年11月28日に公表された2025年農林業センサスによりますと、全国の個人経営体の基幹的農業従事者の平均年齢は、67.6歳と報告されてます。その中で基幹的農業の従事者数は102万1,000人。これは5年前の調査に比べて34万2,000人の減少と報告をされてます。また、お米農家に限って言えば、2000年から20年間に米生産をやめた農家のうち、5ヘクタール未満の米農家が約170万人から、20年間で67万4,000人と減少している状況です。こんなに一気に農家さんが減るというのは、20年前には想像してなかったことかもしれません。2010年から13年まで農業者の所得補償が実施されていたときは、10アール当たり1万5,000円の助成がありました。その後7,500円に減額され、さらに2018年以降だと思いますが、主食用米の米農家への助成はなくなりました。その後小規模農家の離農が、これじゃやっていけないなあということなんではしょうか。小規模農家の離農が進み耕作されない農地が増えてきています。お米農家さんにとってはこの10アール当たりの助成金が、希望を持ってお米を生産してやりがいにもなっていたのではないかと思います。このまま農家の皆さんが少なくなって減少が続けば、農村がなり立ち行かなくなり食料の生産基盤が失われかねない状態になります。町内の基幹的農業従事者や作付をしない農地の邑南町での5年間の動向について、答弁を求めます。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 町内の基幹的農業従事者や作付しない農地の5年間の動向について、御質問でございます。まず、基幹的農業従事者と申しますのは、個人経営体における15歳以上の世帯員のうち、普段仕事として主に自営農業

に従事しているもののことでございます。先ほど議員からも御紹介ありました、本年実施されました２０２５年センサス数において、直近５年の推移を申し上げるには、現段階では市町村の数値がこの２０２５年の数値がまだ公表されておりません。御紹介ができないため、参考として公表済みの島根県の数値で比較いたします。前回５年前の２０２０年に比べまして、２割以上３割以上という大幅な減少となるということから、邑南町でもある程度大きな減少が見込まれるのではないかと、推測されるところでございます。なおこちらも参考でございますけれども、この基幹的農業従事者の一部ではございますけれども、一定以上の経営規模、あるいはそれを目指す経営体でございます、町内の認定農業者と認定新規就農者について申し上げます。町で集計しております、３年度から７年度の推移を御紹介させていただきます。令和３年４月では、認定農業者が５２、新規認定新規就農者が６、合計５８でございました。これが令和７年４月では、認定農業者が４７、認定新規就農者が１０、合計５７経営体となりまして、こういった認定農業者などの一定の経営規模の担い手の数につきましては、おおむね横ばいという状況でございます。続きまして作付しない農地の状況につきましては、こちら農林業センサスの数値が直近のものがございません。町で集計をしています水田の営農計画書データによりますと、令和３年度では、水田面積が１，５６１ヘクタールのうち３２７ヘクタール。率にして約２１％が自己保全管理という耕作されない状況となっております。令和７年度になりますと、水田面積全体１，５５３ヘクタールのうち４３２ヘクタール。率にして約２８％が自己保全管理でしたので、耕作されない農地が約１０５ヘクタール、率で約７ポイントの増加となって、作付面積は令和３年度から７年度の間に約１１４ヘクタール減少。率にして約１０％減少しているということでございます。これは担い手を含む耕作者の高齢化と減少によりまして、耕作面積も減少したものと考えられます。また、２０２５年の農林業センサスの速報値では、島根県の経営耕地面積については公表されております。これは５年前より１３．８％減少しているということで、邑南町も農林業センサスでも同様の傾向にあるのではないかと考えております。

●日高議員（日高八重美） 議長、５番。

●漆谷議長（漆谷光夫） ５番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） そうですね。新しい情報がないということですけども、明らかに農業される人口が減ってる。耕作されない畑が広がっているということだけはよく分かります。以前は、山あいの傾斜地が荒れてるということは普通に目に

する状況だったと思うんですけど、今は平坦で割とこんなところでお米づくりができたらいいなあという土地でもお米がつくられていない状況。そういう風景が目に入ります。後継者のいない多くの農家の皆さんは、高齢化に伴って集落や自分の農地をどうやって守っていけばいいのか、悩まれているのが実情ではないかと思います。人口減少と米が作れない状況、皆さんそれぞれ毎日その畑とか田んぼを目にしながら、これから先どうするんだろうかと。それを、町に尋ねてもこれという対策は返ってこない。そういったことが返ってこないということでは、今後邑南町のこの農地維持、それについて今後どうしようと町は考えているのかということ、少しでも先行きが見えると、希望が持てるというところまではいかないかもしれないんですけど、町が示される態度というか方針というか、そういうことを町民の皆さんに周知していただくことも大事なことかと思うんです昨日から今日にかけての質問の中に、熊の出没のこととかもお話が出てました。人の気配がある農村を維持すること自体が、熊の被害を防止する抑止することになるのではないかと思います。最後の質問になるんですけど、今後利用されなくなった農地の管理について、町としてはどういう考え方を今持ってらっしゃるかっていうことで、答弁を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 農地の維持ということで御質問をいただきましたが、基本的には農業する人がいなくなって土地が空いてきた。じゃあその農地をどうするのかって町は考えがあるか。きちっと示してくれってことなんだと思います。聞いてもということがあったとおりの決まったお答えしかできませんし、個々所有のものなので個々で考えてくださいってなるんだと思います。一方で反省としたら、例えば、集落営農を進めてきたけど全ての集落が集落営農にならなかった。その反面、個人で請け負って広く耕作をされる方にはあまり応援ができてきてなくて、その方が高齢化してやめられると、そういうところが作り手がなくなるという問題もあるんだと思います。どういう人を育成してくるか、今後どうするかということ。一方で、やはり農業をしたいと思われる方を増やさなきゃいけない。私は農業は楽しくていい仕事だと思いますが、20代の方が農業しますって言ったときに、皆さんがどういう反応されるかということです。頑張れよっていうのか、大変だねって思うのか。そがんことやめりゃいいのと思うか、その雰囲気なんだと思います。先ほど日高議員は、農家っていう言葉が使われたです。町は、従事者であるとかという言葉を使ってます。そこからも

うイメージは変わってきてるんだと思います。家として家業として農家ではない。個々の思いで仕事をしていく中で、もう少し農業のおもしろさが。前半で直接支払いのようなお話もされたんですが、お金があるとか、補助金があるとか、もうからんとかっていう話じゃなくて、もっと農業に取組みやすい、面白いんだよっていう話をすべきだとは思いますが。所信表明等でも有機農業のところで農業の技術という言葉を使いました。若干個人的感情が入ってすみません。水田をやると草刈りをしたかしないかとかいう会話しますが、どんな品種つくればいい？。どうしたらいい？。水管理どうしてる？。そういう技術の話は出てこない。一方でドローンであるとか、誰でも使いやすい兼業でも仕事が終わった後に協力しやすいっていう、そういう作業も増えてます。地域ぐるみであるとか、関心がある方が自分の関心の範囲でお手伝いをするとか、そういうことをしながら農業に関心を持つ農業したい、専業でなくても関われる分野っていうのもあります。町として、一方で一定の基盤整備が何らかの形でできればいいかなと思います。そういう最新の技術が使えるドローンとか、草刈り機もそうですけど、水管理であるとか、栽培方法であるとか、もっとこう面白いことがたくさんあるので、それが使えて、楽とか面白いじゃなくて、興味深く農業ができるような環境を整えていきたいと思ってます。

●日高議員（日高八重美） 議長、5番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 5番、日高議員。時間が少なくなっております。

●日高議員（日高八重美） よく農業は邑南町の基幹産業であると言われてますけど、同時に地域を守り発展させていくための基盤だと思うんです。農業っていうのは。皆さん読まれたかもしれませんが、今朝の朝刊に邑南の里の品ぞろえが、なかなか追いつかない。午後から行ったらもう何もなかったということの話が前半にあるんですけど、記事の最後に、この記者さんが書かれてる言葉なんですけど、出荷していただいて農家に安定的な収入を還元する体制を整えることが、地域の基幹産業である農業、ひいては地域の経済を守ることにつながると締めくくりをされてます。農村を維持すること自体が、昨日から出てます熊をはじめとした野生動物との住み分けにもつながっていくと思います。先ほど町長が答弁されましたけども、目先のことも大事ではあるんですけど、そういった大きな全体の立場に立って大きな視点でのプロジェクトというか、そういうことを町の一つの目標として展開されていくことを期待して、私の今日の一般質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

（日高議員降壇、「拍手」あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で日高議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後１時１５分といたします。

—— 午前１１時２７分 休憩 ——

—— 午後 １時１５分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

（ 日程第２ 一般質問（ 通告順位第６号 ） ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 再開をいたします。続きまして、通告順位第６号辰田議員の登壇をお願いいたします。

（ 辰田議員登壇、「拍手」あり ）

●辰田議員（辰田直久） 議長、１０番。

●漆谷議長（漆谷光夫） １０番、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） はい１０番辰田です。今回は二つ大きな項目で、交流人口を増やすことによって本町へのメリットが拡大する方法はないのか。そういった取組について。また議会の意見交換会を公民館単位で毎年やっております。そこで町民の皆さんから複数出たような項目について、基本的な方針等についてお伺いをするつもりでございます。まず、一つ目の交流人口の増加対策による施策への相乗効果についてというところで。一昔前は観光入り込み客の目標数値を挙げて、その達成に向けてやってきた経緯もあると思います。ここ最近は、交流人口という視点でそういった目標を定めておられるように思います。この辺の目標設定と最近のそういった状況。そしてどの地域それから今はインバウンド等の外人さんもおられるんですが、そういったものも含めてターゲットとして力を入れていこうという地域。それから方面についてまずお伺いをしたいと思います。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、田村地域みらい課長。

**○田村地域みらい課長（田村哲）** 交流人口の増加対策による施策への相乗効果という質問の中で、数値目標の設定と最近の状況変化、主にターゲットとする地域はどこかという質問でございました。まず交流人口の定義について御説明を申し上げます。交流人口とは、通勤・通学・買物・観光・レジャーなどの目的で、ある地域に一時的に訪れる人々を指し、観光客や買物客から出張者・通勤・通学者などのことを言います。したがって範囲が大変広く目標を立てにくく、現在のところ数値目標の設定はしていないところでございます。また最近の状況についてですが、交流人口の対象が多岐にわたりますので交流人口として全ては把握できかねますが、把握できるものとしては観光入り込み客数を調査する観光動態調査がございまして、令和5年度が19万93人。令和6年が16万7,844人でございます。最後にターゲットとする地域の御質問がございしますが、交流人口の目的が多岐にわたりますので対象地域も広いと言えますけども、観光や買物などの目的からすると近隣の市町になると思います。その中でも、広島県は大きなターゲットと捉えております。

**●辰田議員（辰田直久）** 議長、10番。

**●漆谷議長（漆谷光夫）** 10番、辰田議員。

**●辰田議員（辰田直久）** 今は交流人口の内訳といいますか、そういったことが交流人口の範囲だよということをいただきました。個人的な見解からすれば、本町に関心を持ってどっから側面でも持っていただいた方も、もう交流人口のうちに入っていたくような気持ちで、こちら側もそういったものを働きかけていくことが必要じゃないかと思うわけです。これまではA級グルメとかを中心に、東京方面、大都市で各種団体とか事業者と連携をしたりして、難しい名前であるということも相まって邑南町という名前はかなり知れ渡ったかもしれませんが、その費用対効果とか何が残ったかとかって言われたときに、その分がピンと答えられないというか、あまりなかったように思うわけです。今の最後のほうの課長の答弁の中に、近いところがどちらかといえばそういった対象になるのではないかという趣旨のお話もあったわけですが、その辺から言いますと本町は浜田道、それと近隣の広域圏連携等もあるわけなんです。そうすると山陽方面、人口もやっぱり山陰側よりも多い。交流も経済圏も、特に島根県西部の場合は広島方面とのつながりが深いように思うわけです。私なりに広島等に出る機会があつていろいろ見るときに、石見ポークさんっていう豚肉を事業をやっておられるところの旗を最近よく見たり、本町出身者で広島等で飲食業を展開されてい

る方もかなりいらっしゃいます。逆に言えばそういった関連で乳製品、そして今のような豚肉とかそういうものを扱って本町のを扱っておられるところも散見されます。そういった意味では広島、それから福岡等に支店を出されている事業者もあるように思います。そういった方々が食べるおいしさとか、気に入るととかいうことは別にして、どこでできたものであるとかいうことから邑南町であるということが分かれば、広島方面の方なんかは1時間も車で走れば行けるなとか、それに付随してだんだん神紅とかさくらんぼとか、それからいろんなもの、お米のおいしいところだとか、最近道の駅の大きなのができたんだとか、だんだん入り込んでいくような気がするわけです。ですからそういった方面の方々をいかに観光であれ、それから例えば行ってみようでもあれ、それを見てこれは住んでも全然遜色ないなとか、矢上高校もあるといったところに来ていただくきっかけとか、いろいろな視野が広がってくるように思うわけです。そこで考えたのが、まずは来られるというのはレジャーとか食べ物とかそういった観光方面に来て、そういったところ見てまわられたときに感ずる部分があるんじゃないかと思います。町がここ何年か前からこういった小さな折り畳みできる冊子で、オオナン・ショウをいれたものを毎年出されておると思うんですが、これをこの地元の飲食屋さんなんか行くと置いてあるのはあります。観光協会とかそういった所々にはあると思うんですが、これは大体、年間何部つくられてどういった方面にちょっと配布しているか教えていただければと思います。アバウトでいいですよ。

**○小笠原産業支援課長（小笠原誠治）** 議長、番外。

**●漆谷議長（漆谷光夫）** 番外、小笠原産業支援課長。

**○小笠原産業支援課長（小笠原誠治）** 邑南町が作成しております、観光パンフレットの作成部数と配荷状況でございます。部数につきましては、道の駅も新しくなりましたので作り変えるということで、今作成中の部分もございます。配荷数につきましては、はっきりとした数字をすいません今用意しておりませんが、配荷場所につきましては先ほどおっしゃいましたように、道の駅であつたり各観光施設でございます。各種イベントにも持って行かせていただいて、そこで配布したりという対応させていただいておるところでございます。

**●辰田議員（辰田直久）** 議長、10番。

## ●辰田議員（辰田直久）

部数が問題ではなくて有効活用、大体決まった場所にしか置いてないというところなんです、私が最初に言いましたようにこちらから広島方面で店を経営されていること。それから邑南町でできた産品を売っておられる方のところにこういったものを置いて、まだ来たことのない人、名前を聞いたことがあるけどどこなんだろうかという人とかに、打って出ていく方法もしなきゃいけないと思う。もちろんそういったところに行ったときに、こういうことになったら協力してもらえますか言うて、私も行ったときに、自分が生まれたところでもあるしもちろんですよって言うていただいとるところもあるわけです。こっちにこられた方が次どっか行くかと思って、そのお店でこれをもらって帰られるところ結構あるみたいなんです。ですが今のような交流人口、またこちらに来てお金を落としていただくこともですが、いろんなものを見ていただいて移り住んでいただくようなところまで結びつけるにはまず来てもらうことと、見てもらう、知ってもらうことが大切じゃないかと思えます。その点これは小さくまとめられますし、観光地とか食べるところもみんな入ってます。私どもも出たときに、ポケットに何ぽか入れて知人やら広島におる同級生に配ったりもしとるんですけど、そういった形で町民の皆さんも、そういったお知り合いとか何かあるところに、以前も言ったことあるんですが町民全員がセールスマンというか、そういった売り込みすると、1人が1人を連れてくるとそれだけ単純な計算でいけば倍になるわけです。やっぱり行政だけの力とかそれだけに頼っても、今からの時代いろんなところも競争でやっておられる部分があるので、こちらから出られてる方、それから食材を使っただけのお店、そういったところをお願いをして、お客さんに対してこういったものですので買物と一緒に持って帰っていただくとか、お店の感覚でやれば、幾らか以上買っただけの方にはこちらのほうに来たときにメリットあるようなものをつけておくとかね。そうしてつながるようなやり方をしとかんと、ただ見るだけとか何かだったら、ネットで見ればいいのかそれだけで済むかもしれない。いい事例が、SNSとかいろんなもので発信をされてそこからこちらに来られる方で、私の地元に鬼の木戸というところがあるんですが、そこに貴船神社というものが祀ってあります。そこに最近、人がSNS等で見たということで来られる方がおられるわけなんです。そうなってくると地元の方もきれいにしとかないけんし、危険があってはいけないとか、案内の看板を大工さん等がおられるんで作られた例もあるわけです。それからの辺から発展していくと思います。それと御承知のように、醤油屋さんがラーメンを屋を始められて、そこにたくさんよそから来られてる例もあります。1人の発信者があったとしても、私はSNSというツールだけじゃなく

て、行った人がほかに行ってごらんとかいうロコミ。ロコミというものが1番。あの人が言うならほんじゃ行ってみようかというふうになるわけですので、そういったものが進んでいくためにも、関心を持ってもらうこと、一度来てもらうこと、こういったもので誘引をすること、そういうことをしていけない限りは、ただサイトで出したり配布物をイベントごとに出したりで、それはそこだけで済んでしまうんです。継続的に関係のある方々が邑南町のことをある程度は説明したり、この食材はあそこから来とったんですかいうところを知ってもらう。そうすると、ここは車でないと電車とかバスがたくさんあるわけじゃない。そうすると、車で来ていただくということでもろんなところ周ってもらえる。そうすると道の駅とか、いろんなところを知っていただく。そういうことによっていろんな方面。町がやろうとする施策に対して、少しでもプラスになるような考え方をやっていかないといけないんじゃないかと思います。島根県の中西部はそういったものが少なくて、江津市の大手建設会社の社長さんバイク神社というものをこしらえて、そこへバイクがたくさん寄ったりして、よそから来るきている例もあるわけです。そういった努力をして広域連携とかやっていく方法もありますし、食べることばかりじゃなく行ってみたい財産・資産、それから文化・旧跡とかいうものも全部含めて、もう少し力を入れていくことが町のためにもなるんじゃないかと私は思うわけです。この辺につきましては、町長も目先は広島とかそういった部分に力を入れていくべきだというお話もいただいております。こういったことについて町長としては、どういったことを今後対応していくというか必要性があると思っておられるか。お聞きしたいと思います。

**○大屋町長（大屋光宏）** 議長、番外。

**●漆谷議長（漆谷光夫）** 番外、大屋町長。

**○大屋町長（大屋光宏）** 交流人口の増加ということでいろいろ御指摘をいただきました。町長がトップセールスしてっていうのはよく出る話かもしれません。1年間いろんな会議等出させていただいて、関東は人口は多いけど接点が少なくて難しい。関西は島根県に進出されている企業はあるけれど、松江・出雲なので、車で松江・出雲にはよく行きますがっていう中では、邑南町に引っ張ってくるっていうか周ってもらうのはちょっと難しい。1番行き来各課のつながりが多いのは広島方面と思えば、極力広島方面でとは思ってます。今町としてつながりが持てるのは、進出企業の皆さんであるとか、米の取引がある生協さんとか限られてます。もう少しつながりが深くできないかなと思う中で、今御指摘をいただきました。町の出身者の方をどうつなげ

ていくか。ふるさと会もありますが、全ての方がふるさと会に入っておられるわけじゃない。物品の納めておられる方とか出資して事業をされてる方っていうのを、人のつながり結婚等の行き来等も多いので、あらゆる面で町民の皆さんから役場の職員の皆さんから情報をいただきながら、つながりを深めていければと思います。あと、九州方面はなかなか縁がないんです。先ほどの関西に比べたら、松江・出雲の観光の入口として県西部は比較的来ていただきやすいメリットもあります。行き来の距離感も近いところがあります。新たな取組として九州方面もいいのかなと思っております。ふるさと納税等含めましても、関東は人口が多くて高額納税者が多いので可能性は高いとは言われますが、つながりが薄いついていうのと制度が変わる度に難しくなってきます。改めて広島方面・九州方面しっかり力を入れていければと思います。

●辰田議員（辰田直久） 議長、10番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 10番、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） 私の先ほどの話の中にも、2番目に入り込んでおると思うんです。あとは関西方面・九州方面にもお願いというか、邑南町のことを知っていただく来ていただくためには、それだけ来ていただければうれしいことですが、やはり広島をほとんど経由されてくるという部分があるので、大分先になるかもしれませんが2車線化にもなったり、高速道路がうちの町にも市木というインターチェンジもある。そっから入っていただいたりするということも、今後増えてくる方向でないといけないと思うんです。やはり広島方面をまずターゲットにして、そういったものから、そこで、またほんなら1時間ならそこまで行ってみようとか。よその方を引っ張ってくるというか、そういうことを考えていかなければいけないと思います。ふるさと寄附にしても返礼率も大分下がってきたし、今後、今までのようにたくさんいただけるかどうかわかりません。クラウドファンディングよりもメリットが。クラウドファンディングはある一つの事業に対してですが、それよりもこういった返礼品もある。それから関心を持っていただくという意味では、ふるさと寄附というのは有効的に使えばたくさんメリットがあるように思います。売り込むのも、ロコミというか都市部におられてある程度のそういった税制面でメリットのある方々に、お知り合いに1人が1寄附でもいいからいうふうに頼んでいくと、30%ぐらいの方がやられたにしても、単純計算で言えば3,000人程度していただけるという勘定にもなります。そういった部分をもう少し町民の方も、いずれは自分たちのいろんなことに返ってくるんだという思いの中で、商工会の商品券を今みたいにエアコンの助成代わりに使うっ

ていうのも消費が発生する。私もいつも言うんですが、生きたお金というのは町内で回して行って循環をさせないと駄目だし、来ていただいて落としていただくもの、今後はいろんな懸念があるんですが、高校の無償化等が授業料の無償化等なりますと、多分こういった中山間地の高校、生徒が来るのが減って地元の私立高校とかへ行かれて、本当に邑南町周辺の生徒さんだけの数少ない方でっていうことになる大変なことにもなります。そういった意味も含めてもう少しいろんなことにつながる、邑南町がほかにも望んでいるようなことへつながるような、交流人口というくくりからいけば少し離れてる部分もあるかもしれませんが、そこからまず始まらんといけないような気がするわけです。ですから、私どももそういった人口定住とかにつながればいいという部分でいろんなところも視察行きました。今回の一般質問でも岡山県美咲町の例があって感心をする部分もあったんですが、似たような自治体がいっぱい岡山の山の中の中心部にたくさんあるわけです。もうやることがないのか家を建てたら幾ら出します。子どもさんが生まれたら何ぼ出します。同じようなことをやっておられる。ただ額の競争になっとるんです。うちは30万だ、うちは50万だよとか。そうであっても、私はあんまり意味もないと思う。本人が気に入って可能性があるならやってみたい。発見した本人が気に入ったものが1番強いと思うので。そうすると今のような交流人口というものをいろんな方面で進めていく、ふるさと納税とふるさと寄附というような意味で、経済面でも支えていただける方法とか総合的にそういうものやっていくためには、私が持論でいう交流人口をやっぱり増やしていかないといけないような気がするわけです。来年度の予算も大体骨格も決まってきたとは思いますが、こういった部分には大きな事業費等は必要はないと思います。一つずつ口コミとか交流の部分を含めて、町民も町内事業者も含めて、何とか理解していただけるような方法。それから、町から出ていっておられる皆さんにも協力をしていただくような形。ぜひとも進めていかなければいけないんじゃないかと思います。お含みおきをいただければと思います。そして二つ目の質問は4項目あります。一つずつ詰めていきたいと思います。町民の皆さんから意見や要望等を意見交換でいただくんです。今回はまず4つ。先に2項目ほどお知らせをして、あと一つずつお願いしたいと思います。交通事故防止対策としていろんなことが考えられると思います。そういった具体的な事例も含めてあとお聞きしたいと思います。そして空き家対策ですが、ここでは空き家の活用という意味じゃなくて、その空き家による危険性とかいろんな防災関連のことでお聞きをしたいと思います。その辺で答弁をいただければと思います。あとは、最近青森のほうでまた大きな地震もあったわけですが、この辺は地震は少ないんです。大きな一級河川というのも、今の口羽方面・羽須美方面では大きいのもあります。あと中小河川。支流もあるわけなんですけど、まず氾濫については、河川改修も進

んで考えられない。豪雨にならん限りは大丈夫だと思います。ただ台風だとか大停電だとか、なかなか水が来ないようなことがあったりとか、今後いろんなことが想定されるかもしれません。そのときの避難所。これをどういった体制にしておく必要があるのかということ。各所にあると思いますが公衆トイレです。そういった意味では、よそから来られた方が気持ちよく使っていただく。観光地等には、おもてなしトイレとか今頃いっぱいできてみたいですね。そういったものの新設またあるものの管理について、どういった方法が考えられるか。今のような交流人口を増やすには、そういった公衆トイレいうのも必要です。昔のように、民家に行って貸していただけますかというような時代でもなくなってきました。そういったものも考えて対応していただければと思います。まず、一つ目の交通事故防止対策ですが、道路には本町には信号機はあんまり多くはありませんが、いろんな標識があると思います。それと道路には、中央線とそれから路肩にある白線があると思います。これがかなり消えて薄くなっている部分もあって、それを何とかしてくれないかというのは、公民館単位で議会のほうにも要望がありました。この白線の重要性というのは皆さん御承知のように、最近の車というのははみ出したり寄り過ぎると、ピピピとか警報音が鳴ったりするラインのメリットもあれば、もちろん交通事故防止につながる停止線とか、そこで停まるんだよという意味のものもあります。これがかなり薄くなっているので何とかならないかというのが、もうこれは数年前からたくさん寄せられている意見です。あとは普段よく出てくるカーブとか、そういった道路の路肩の部分の雑草雑木を伐採等できないかということをお願いしておるわけです。建設課では定期的にやっていただいている部分もあります。危険性があると思えば連絡があればすぐ対応。大体していただいと思うわけです。この辺についても。あそこはできるできないとか思われないうにするには、どういうふうに交通安全事故防止のためにそういったものをしていくべきか。この辺についてまずお聞きしたいと思います。

○高瀬総務課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、高瀬総務課長。

○高瀬総務課長（高瀬満晃） 総務課から、信号・標識・白線等の設置と修繕の対応状況についてお話をさせていただければと思います。信号機・標識・横断歩道などの道路上の法定表示につきましては、島根県公安委員会が、交通量や事故発生状況、周辺の道路構造などを総合的に勘案し設置や修繕の必要性を判断しております。また、白線やスクールゾーン表示などの道路上の法定外表示につきましては、警察・道

路管理者・教育委員会等各機関において協議の上、状況に応じて道路管理者が仮設置や修繕を実施しております。また、通学路の安全確保を目的として、警察・道路管理者・教育委員会が協議を行う通学路推進部会においては、横断歩道の再塗装や新設スクールゾーンのカラー舗装などについて検討を行っているところでございます。このほか各機関で対応可能な案件につきましては、それぞれの窓口で住民の皆さまからの要望を受け付けておりまして、必要に応じて情報共有を行いながら対応をさせてもらっているところでございます。

**○小笠原建設課長（小笠原清）** 議長、番外。

**●漆谷議長（漆谷光夫）** 番外、小笠原建設課長。

**○小笠原建設課長（小笠原清）** 建設課からは、白線整備に対する考え方と対応状況、雑草雑木処理についてお答えをいたします。まず、白線の整備に対する考え方ですが、町が管理している道路においては、通学路に指定されている区間の車道、路肩部にある白線を外側線と呼びますが、それらを中心に優先して整備しております。また、通常の道路パトロールで確認した箇所や、自治会など地域の方から御指摘御要望いただいた箇所については、現地を確認し、白線が消えて見えにくくなっている箇所の中から優先的に対策が必要な箇所を選定し、舗装修繕工事に合わせて順次対応するようにしております。令和6年度においては、路線数で9路線。延長で4,400mの白線を引き直して整備をしております。次に、雑草雑木の処理ということでお尋ねをいただきました。カーブなどの危険な箇所や支障木などについては、以前より町民の方からも多くお問合せをいただいております。町としては、町が管理してます道路の除草作業は地域の方々と、また委託事業で行ってるというのが基本であります。そんな中で地元の方々がやっていっていただく路線の中には、除草して集積をして撤去までされているところもありますし、そうでないところもあつたりいたします。特に支障木については除草作業の中に入っていないんです。草を刈るからついでに木も支障となる木を切つとこうということで、やっていただいてる自治会さんもおられます。そんな中、特に農地と隣接していない住宅地沿いにある道路においては、刈った後の草の処理に困られているところもあることは承知をしております。そのような箇所において除草作業により集められた草を御連絡いただければ、町のほうで撤去しているところも何件かございます。住宅地沿いの道路で刈った草木等の処理をする場がなくお困りだということであれば、本庁建設課もしくは各支所事業部までお問合せいただければと思っております。

●辰田議員（辰田直久） 議長、10番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 10番、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） 計画的に行ってはおられるようでございますが、事故多発地帯というか起きる場所というのは結構限られた部分もあると思うんです。近いところで言いますと、中野郵便局から四ツ葉の里に上がるところの旧浜作線になるんです。今町道になった。あの交差点でこないだも大きな事故があった。一つ間違えると死亡事故につながるような。これは一旦停止しなければいけない道路側から突っ込んでいって、衝突が起きたということ。これは今までにも何回も起きております。あそこに信号はつかないものかというのは以前からもあったわけですが、道路事情とかいろいろあるからできないのか、それともその手順というか町の意見を添えて、どういったところに願い出て設置の可否をどこが決めるのかという部分まで、みんなが何とかしなければいけないんじゃないかということもあります。それに似た交差点が、今後石見中学校のところで多分同じようなことができると思います。生徒さんもたくさんおられるし、今どきは親御さんが送迎をする時代です。車もいっぱい集中するときにはすると思うんです。これも今までの事例とかそういった場所を踏まえて早めいろんな意味で対応しなければいけないし、もちろん今のように多発するところには何とか町のほうも意見を添えたり本気になってしていかないと。何事にもそういった大きな事故があってから対応するところが多いんです。もうかなりのものがあっても、まだ対応できてない部分があるので、この辺には、制約とか条件とかもあると思いますが、信号は無理だけどころこういった方法で一旦停止をしなければいけないのを分かりやすくするとかいう部分については、道路管理者そしてまた関係部署に現場も見ただきながら対応していただくことが、町民の安心につながるような気がいたします。それと今の白線ですが、国県道それぞれが管轄、対応されると思うんです。県道と国道、県道と町道が交差する部分もあるんです。そういうときに一緒に機械を回送するだけでも経費もかかるわけです。そういったときに県やら国と連携をとって、皆さん来ておられるときに一緒に町道も白線をしたりとかすることによって、ガードマンを雇う経費とか回送費とか材料費等にも関わってくるかもしれませんが、そういったものを一緒にやっていただくような連携、そういったものは考えられないのか。以上の点をお聞きしたいと思います。

○小笠原建設課長（小笠原清） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、小笠原建設課長。

○小笠原建設課長（小笠原清） 白線の整備について、国県道が整備をしとるときに、町も一緒に合わせてやれば経費も削減できるんじゃないかというお尋ねをいただいたと思います。確かに議員言われるように、国県道の整備にあわせて町のほうも白線整備をすれば、経費は削減できるかと思っております。ガードマンも言われるとおり、町で見なくても県で見ているので町は外しますということが可能かと思いますが、タイミングが合えばの話であって、県が舗装も含めた修繕を発注されますが、それに合わせて町も発注するということになってきます。全くできないというわけじゃありませんけども、県と連絡をとり、もし時期が合うようであれば、今後そのように計画していければなと思っております。

●辰田議員（辰田直久） 議長、10番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 10番、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） できるだけタイミングを合わせて連携をとって、道路だけのことじゃないです。ほかの部分についても節約というか、そういった部分を考えていただければと思います。信号機等についてはまた別途こういった方法があるか。それから安全・施設・交通安全防止のためのもの交通安全協会等もあります。そういった部分も含めてこういった方法があるか、また教えていただければと思います。そのときは地元自治体としてもいろいろな意味での対応も必要になってくるかもしれませんので、よろしく願いをいたしたいと思います。それでは二つ目の空き家対策。防災の観点からでございます。空き家の安全管理と危険家屋についての指導について、こういった状況かということなんです。まず最初に、町内にどのくらいの空き家があるかというのはもちろん把握はできていると思いますが、その空き家の数も、例えば、普段は空き家で盆正月には持ち主が帰って来られるぶんを空き家とカウントするのかしないのかそれは分かりませんが、普段人がいない部類の家屋。そして売却とか貸付けが可能な空き家というものがあると思います。それに加えて、住むことも難しい、放置されているというような家屋。そして、相続人や持ち主が不明になっていて、固定資産税等の入金もないとかいったところまで。いろいろ空き家とみんなが思っている家屋にはいろいろ種類があると思うんです。何件までとかいうその数までは把握できないかもしれませんが、大体のところはそういったものを町では把握されている

か。まずお聞きしたいと思います。

**○沖野資産経営課長（沖野弘輝）** 議長、番外。

**●漆谷議長（漆谷光夫）** 番外、沖野資産経営課長。

**○沖野資産経営課長（沖野弘輝）** 空き家の件数でございますが、空き家に関しましては令和4年度に住宅等利用状況調査。これが空き家調査なわけですがこれを実施しまして、そのときのデータですが、空き家のうち1年に1回以上利用する。こういった分類の場合1,365件。空き家のうち1年以上利用がない。これが671件と調査をしております。

**●辰田議員（辰田直久）** 議長、10番。

**●漆谷議長（漆谷光夫）** 10番、辰田議員。

**●辰田議員（辰田直久）** 今の分類にしても、両方合わせると約2,000件あるということになります。防災上の観点。ここでやったのは、この前大分。これは海端ですが大火がありました。家が数日に渡って、鎮火宣言が出ないぐらい燃えたところがあります。一つの要因として、空き家がその中で3分の1あったというのを聞いております。あれだけの密集地だからそういうことが起きたんだと言えそうかもしれませんが、もちろん海端ですので風も起きたとは思いますが、しかしながら、本町にも大規模に密集している場所はそんなに多くはないです。私がそのときに浮かんだのが、邑南町でいうと市木地区の浄泉寺付近の両サイドにある家。両サイドにずっと道に沿っておうちがあるわけです。あそこは谷ですので、風が起きても一方通行に抜けていく大風も吹きます。空き家というものがあそこに半分近く、普段おられない家もあります。これは火事の際に、何でそれが類焼とか大火につながったかというと、普段の管理があまりされてないので戸がもう開いとったり、火の粉が飛んでも火がつきやすいような環境にあったという結果も出ておるわけです。行政として火事は致し方ない関係で起きるかもしれませんが、そういったことを把握しておくことによって、注意深く周知するとか、いざという時の対応とか、そういうものにもつながると思います。あとは危険家屋という、通学路とか道路に面したところに少し大きな地震とか大きな風が吹くと、ちょっともたないのではないかと家屋も何件かは把握して、それなりに対応を町としてはされておると思うんです。その持ち主等についての指導は

口頭のみなのか。文書でそういったものを、幾ら言っても対応できない部分についてはそういったものをされとるのか。それと、もし取り壊すとなれば行政支援というかそういうものがあるので、何とかしてもらえんだろうかというような形の案内とかも含めながらやっておられるのか、その辺を少し詳しく教えていただければと思います。

**○沖野資産経営課長（沖野弘輝）** 議長、番外。

**●漆谷議長（漆谷光夫）** 番外、沖野資産経営課長

**○沖野資産経営課長（沖野弘輝）** 先ほどお話しさせていただきました調査。このときに、合わせて大きな損傷のある空き家というのを調査してございます。大きな損傷のある空き家というのが調査上177戸。調査の結果が集計されております。全ての空き家について場所とかは把握はしておるんですが、防災上の観点というところからその密集地、今議員おっしゃいました火事とかを想定して、その危険度みたいな分析っていうようなことはしてはないんです。現状で、危険な空き家と判断している道路に隣接する空き家である、大きな損傷を持った空き家であるとか、隣接地がものすごく隣が近いというような空き家について、いろんな情報を町民の方からいただいております。私どもも町内のほうに出かける際に、そういうものに気がつけばカウントしている状況です。そういった空き家に対しまして、例えば、道路に面している部分の空き家とかにつきましては、コーンを置いたりロープを張ったりということで、通行される方の注意喚起を促すというようなことを現場においてはしております。空き家の所有者に対してというところにつきまして、私どものほうで、その空き家の所有者というようなものを調べまして、そちらの方に向けて現状の説明、今所有の空き家がこういう状態ですというような状況の説明。あるいは適切な管理をお願いするというような文書を通知しておるところです。また、その方に向けて危険な空き家ですのでということで、解体を勧める文章も通知をしております。また邑南町では、邑南町老朽危険空き家除却支援事業補助金っていう補助金を用意しております。あわせて、その補助金を御紹介をさせていただきます。これまで、この空き家の状況を通知をしておる件数というのは、55件の危険空き家に対して通知を行っております。その中で解体までしていただきまして、状況が改善したものというのは19件となっております。

**●辰田議員（辰田直久）** 議長、10番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 10番、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） 伺おうと思ったことを先に答えていただいて、どのぐらい指導に従われとるおうちがあるかというところまであったんです。人命とかそういったものに関わってくると大変なので、行政としての立場もあるかもしれませんが、そういったことが進むようにやっていただかなければいけません。法的に行政代執行という最終的にはそういう方法もありますので、その辺も踏まえてやっていただければと思います。それでは、三つ目の避難所の在り方ということです。避難所というものは、公民館とか自治会館とか町内にも指定されている部分はたくさんあると思うんです。大体に多くの方が避難したということは、幸いにもあんまりないとは思いますが。大雨とか、台風とか、本当に一過性的な部分については家で様子を見たりする方もあれば、ひとり暮らしで心配なのでというて避難をされる方も、ケースバイケースであるとは思っています。ただ、よそのほうですと長期に避難をしなければならないことが起きたときを想定した場合、町内各所に設ける必要はないとは思いますが、長期避難にも対応できる多機能的な避難所の必要性も、旧合併町村三つありましたが、その地域地域に、一つずつぐらいは対応できるようなところを考えとっていいと思います。避難所として建てるわけには、なかなかないしできないと思います。学校とかそういった部分でも、冷暖房がちゃんと完備されているというのは、今頃はもう最低条件だと思います。備品等々についてもどういった形で対応すべきか。この点について何か考えそれから今までの対応から考えたときに、長期についてはどういった形で対応が可能なのか。教えていただきたいと思います。

○高瀬総務課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、高瀬総務課長。

○高瀬総務課長（高瀬満晃） 長期避難にも対応できる多機能避難所の必要性と、備品の充実についての御質問でございます。多機能避難所の必要性ですが、一般的な避難所では十分に対応できない高齢者・障がい者・子ども・女性など特別な配慮が必要な人々を受入れ、多様なニーズに耐えられるような形態の避難所を指します。これらは地域住民との日頃からの連携や専門的なサポート体制を基盤に、避難生活の安全と安心を確保することを目的としております。避難所が抱えるプライバシーの欠如や衛生問題、高齢者や障がい者のニーズへの対応が不十分といった課題を解決するため

には必要です。避難時に避難生活が長期化する中で、感染症リスクの軽減や生活環境の改善、避難者の状況に応じたきめ細やかな支援を提供することが重要です。邑南町の場合は、避難所につきましては既存の建物を利用しております。避難所環境の質の向上におきましては、避難時における避難所のスペース設定において、更衣や授乳などプライバシーに配慮したテントやパーテーションを利用した避難者居室の確保、簡易トイレなどのトイレに関する衛生環境の確保など避難時に備え備品を毎年購入しております。避難所の施設整備は、国のガイドラインにおいてもバリアフリー化、非常時用発電機、冷暖房機器、通信設備などの整備について充実強化を推進することが望ましいとあります。また、備品の充実についてですが現在主な避難所となる公民館につきましては、食料や水といった非常食のほか、先ほど申し上げたパーテーションや、簡易トイレ、防災マットや段ボールベッド、カセットガス発電機といった備蓄品を配備しております。特に、電力につきましては停電を想定しカセットガス発電機を配備しておりますが十分な電力が確保できる状況にはないため、公民館等は配備はしていませんが、電気自動車から電気を供給する外部充電器を準備しできる限り対応できるようにしている状況でございます。電力に限らず冷暖房機や災害用トイレの設置など多機能な整備に関しまして、大きな課題もあります。先ほど申し上げましたように、避難所は既存の建物を利用しておりますので引き続き避難所の生活環境に必要な備品について購入をすすめ、設備整備については施設の改修や修繕のときに施設担当課と必要なものについては協議していきたいと考えております。

●辰田議員（辰田直久） 議長、１０番。

●漆谷議長（漆谷光夫） １０番、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） いろいろと御説明をいただいたわけですが、ある程度の備品といいますか設備が整っているとこいうたら、ほかの地方でもあるのはどこに避難されてるかいうと学校なんです。学校が１番トイレの数もあれば、そういう冷暖房が進んでいる。駐車場とか広さもあるというところなんです。学校は、子どもさんの授業とかにも長期休みでないと影響が出てくる部分もあるんで、難しい点もあるわけです。最低限トイレとかそういったもの、パーテーションがあればいろいろ仕切れるわけなんです。特殊な要因とかがある場合には、そういった仕切りも必要なのである程度の広さが要ると思います。食べるものは、今の時代缶詰とかなんかいものものはもちろんですが、いろんな加工方法が広がって御飯でも麺類もいろんなものできるので、そんなにあんまり怖くないと言っちゃおかしいかもしれませんが、家から

持っていけるもんとか、保存食料品とかもあるんでいいんです。今のようなプライバシーとかああいうのだったら避難しないほうがいいわ、家におったほうがいいわ、車でいいわっていうようなじゃなくて、あそこへ避難したら安心だっていうような場所もね、心の安心にもつながるし求めていかなければいけないと思います。よそではトイレを下水管の上へ、全部・普段はベンチにしてあるけど、いざいうときにはそれを取るとトイレになるような方法もやってる部分もあります。そういうのも工夫とか、今後防災的なものでいろんな発案もされると思います。それを取り入れていくことが、備えあれば憂いなしということにもつながるんじゃないかと思います。ぜひともその辺も一考いただいっておけばと思います。そして最後になりましたが、公衆トイレの設置管理でございます。これ新設計画と既存の管理ということで新設というのは今後難しい部分。大きな観光地ができて、そことかいうようなことになれば別かもしれませんが、これが上がったのは新設というのは日和地域にそういった公衆トイレがない。日桜ロードで交通量も上がった。それと今までは店舗がありましたので、そこでお借りしたり、いざいうときには平日ですと公民館があるのでとかいうような形もあったわけです。この辺が少し心配される部分で、どういった対応をしていかなきゃいけないかと思います。これは個別の事例ですので、今後改善されるか方法も考えると思います。新設に対する考えと今各所にあるトイレ。衛生面それから防災面とか、あんまり人目につかないトイレもあると思います。そういった部分についても、今管理されているものも外注とかボランティアでやってるとか、今の時代あるかどうかはわかりませんが、どういった管理でそういった協力なり町としての責任を果たしておられるか。お聞きしたいと思います。

○白須副町長（白須寿） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、白須副町長。

○白須副町長（白須寿） 邑南町で公衆トイレとして把握している箇所数ですが、おおむね20か所ございます。所管する課が多岐にわたりますので、私のほうから一括してお答えをさせていただきます。公衆トイレの管理の形態ですが、施設の位置づけなどがありまして先ほど議員おっしゃられましたように、地域等へ管理を委託するものがあったり、指定管理したものするものがあったり、実態に応じた管理がなされているものと考えております。今後の公衆トイレの整備についてですが、防犯とか衛生状態の維持、今から整備するということになると洋式化ということで、設備もしっかりしたものになってきます。そう考えると、身近な地域でしっかりとした管理体制

を整えていただくことが必要ではないかと考えております。町政座談会などにおいても、公衆トイレの設置要望をいただくことがあります。また、公衆トイレが和式なので利用できなかったといった声もいただきました。これらの要望等に対しては、地域での管理体制や立地条件、必要性などを検討した上で条件の整ったところについては、財源を確保した上で整備をしていきたいと考えております。

●辰田議員（辰田直久） 議長、10番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 10番、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） 大体時間もきましたのでまとめさせていただきたいと思います。今四つほど事例を挙げさせていただきました。町民の皆さんから上がった声を、私なりに考えがあった部分もあるかもしれませんが、代弁をさせていただいたことです。これまでにもの上ったりありふれた質問といえば質問かもしれません。時代の変化それと施設の劣化いろんなこともあればそれなりに即応し、対応していかなければならないのも実情ではないかと思えます。トイレ等につきましては、一般施設でしたら自分たちが使うんだから自分たちで掃除するんだという施設もあります。誰が使うかもわからない、誰が使ってもいい、誰でもいざというときにはというものについては、それなりの管理体制というものも必要ではないかと思えます。ぜひとも交通事故防止、今のような空き家の対応についても、もう一度点検といいますか調査をしていただいて、今のような不測の事態が発生しないように、町全体、もちろん住民もそうですが、気をつけていただくことが必要ではないかと思って、質問を終わらせていただきます。

（辰田議員降壇、「拍手」あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で辰田議員の一般質問は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（散会宣告）

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。

—— 午後 2時16分 散会 ——